

知事あつ旋を見守る

県会招集、改めて協議

県議運営委

熊本県議会運営委員会は十四日ひらき、水俣病問題で臨時県議会を招集すべきかどうかを協議したが、県漁連について新日鐵も十三日寺本知事に紛争のあつせんを依頼したことから、あつ旋の推移をみたうえで県議会の態度を決めることになり、結論を出さなかった。

席上水上副知事から東京での知事と吉岡新日鐵社長との交渉経過を報告、不知火海水質汚濁防止対策

委員会代表の陳情をきいた。

そのさい村上対策委員長（県漁連会長）は「知事のあつ旋に期待をかけてはいるが、結論が出るまで相当の時日を要することもある。予想されるので、臨時県議会をひらいて工場公害防止の県条例をつくってほしい。十五日に漁民が工場を奇襲するとの話は根拠のないものではなく、私たちは不測の事態を起さぬよう説得しているが、あつ旋が長引く

は説得もできなくなる」と訴えた。

また水上副知事は県条例と水質保全法の競合関係について「法制局では水質保全法にもとづく政令が不知火海に適用されてい

ないので、県条例を制定してもさしつかえないとの見解である」と説明した。

しかし協議委では①会社側のあつ旋依頼で話し合いの糸口がつかめた段階だから、一応知事の仲介

会社側諮問委を希望

知事から副知事へ連絡

にまかせるのが常識的ではないか。期尚早論」が多く、結局知事あつ旋の経過をしばらく見守ったうえで臨時県議会招集問題を改めて協議することになった。

水俣病問題解決などのため上京中の寺本知事は十三日夜、水上副知事に電話で「新日本窒素の吉岡社長が口頭であつ旋を依頼した」旨連絡、とれについて同副知事は十四日つぎのように語った。

寺本知事は十二、十三の両日吉岡社長と会ったが、十三日衆議院水俣病調査団に参加した県選出の坂田、福永、川村の三代議員が知事と吉岡社長との間に立ち、あつ旋を依頼するよう吉岡社長にすすめた。

その結果、吉岡社長は十三日口頭で知事にあつ旋を依頼したが、そのさい知事が公正な諮問委員会をつくって、その意見をきくよう希望した。吉岡社長は十六日社内手

続きを終わり、正式文書であつ旋を依頼するが、十三日とりあえず口頭でこの旨を伝えたのは、会社側が十四日の県議会運営委員会などを考慮したためである。

会社側が希望した「公正な諮問委員会」の内容についてはまだ明らかにされていないが、県漁連は知事の上京に先立って十日、知事にあつ旋をたのんでおり、知事が帰任する十八日以降に、知事を仲介者として双方の話し合いが具体的にはじまる見通しとなった。